

新しい公益法人制度における法人県民税・事業税及び 地方法人特別税の取扱いについて

平成 20 年 12 月 1 日から、従来の社団法人・財団法人及び中間法人は廃止され、登記だけで設立できる一般社団法人・一般財団法人と、公益性が認定された公益社団法人・公益財団法人が創設されました。

新しい公益法人制度における法人県民税・事業税及び地方法人特別税の取扱いは以下のとおりです。

●法人県民税・事業税及び地方法人特別税の課税について

区分		法人県民税		法人事業税及び 地方法人特別税
		法人税割	均等割	
公益社団法人 公益財団法人		収益事業に係る 法人税額に課税 ・公益目的事業は収益事業か ら除外	最低税率 <u>(注)</u> (年額 21,000 円) ・博物館の設置・学術研究を目的とする法 人が、収益事業を行わない場合は非課税	収益事業に係る 所得に課税 ・公益目的事業は収益 事業から除外
一般社団法人 一般財団法人	非営利型法人	収益事業に係る 法人税額に課税	最低税率 (年額 21,000 円)	収益事業に係る 所得に課税
	非営利型法人 以外の法人	全所得に係る 法人税額に課税	最低税率 (年額 21,000 円)	全所得に課税
特例民法法人 (従来の社団法人・財団法人で、上記法 人への移行の登記を行っていない法人)		収益事業に係る 法人税額に課税	最低税率 <u>(注)</u> (年額 21,000 円) ・博物館の設置・学術研究を目的とする法 人が、収益事業を行わない場合は非課税	収益事業に係る 所得に課税

(注) 大分県における均等割の免除について

公益社団法人・公益財団法人及び特例民法法人で収益事業を行わないものは、申請により均等割の免除を受けることができる場合があります。詳しくは大分県税事務所にお問い合わせ下さい。

なお、一般社団法人・一般財団法人は、非営利型法人であっても均等割の免除の対象とはなりませんのでご注意ください。

●届出について

新しい公益法人制度の開始に伴い、新たに一般社団法人・一般財団法人を設立した場合や法人の名称・区分等が変更となった場合は、大分県税事務所「法人設立（設置）届」又は「法人異動届」を提出してください。

※添付書類

- 新たに一般社団法人・一般財団法人を設立した場合
 - ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し
 - ・定款等の写し
 - ・税務署に提出した届出書の写し（税務署に届出書を提出している場合）
- 法人の名称・区分等が変更となった場合
 - ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し
 - ・税務署に提出した届出書の写し（税務署に届出書を提出している場合）

●お問い合わせ先

【大分県税事務所】

所在地：〒870-0021 大分県大分市府内町 3-10-1（大分県庁舎別館 2F）

電 話：097-506-5771（代表）、097-506-5773（直通）

F A X：097-506-1815